

規 則

埼玉県青少年健全育成条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年三月二十九日

埼玉県知事 大野 元 裕

埼玉県規則第二十九号

埼玉県青少年健全育成条例施行規則の一部を改正する規則

埼玉県青少年健全育成条例施行規則（昭和五十八年埼玉県規則第四十五号）の一部を次のように改正する。

第四条第一号中「二十歳」を「十八歳」に改める。

様式第一号から様式第四号までの規定中「㊦」を削る。

附 則

- 1 この規則は、令和四年四月一日から施行する。ただし、様式第一号から様式第四号までの改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正前の埼玉県青少年健全育成条例施行規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。